

令和5年度9月版

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急小口資金等特例貸付

償還免除対象となる特例貸付について

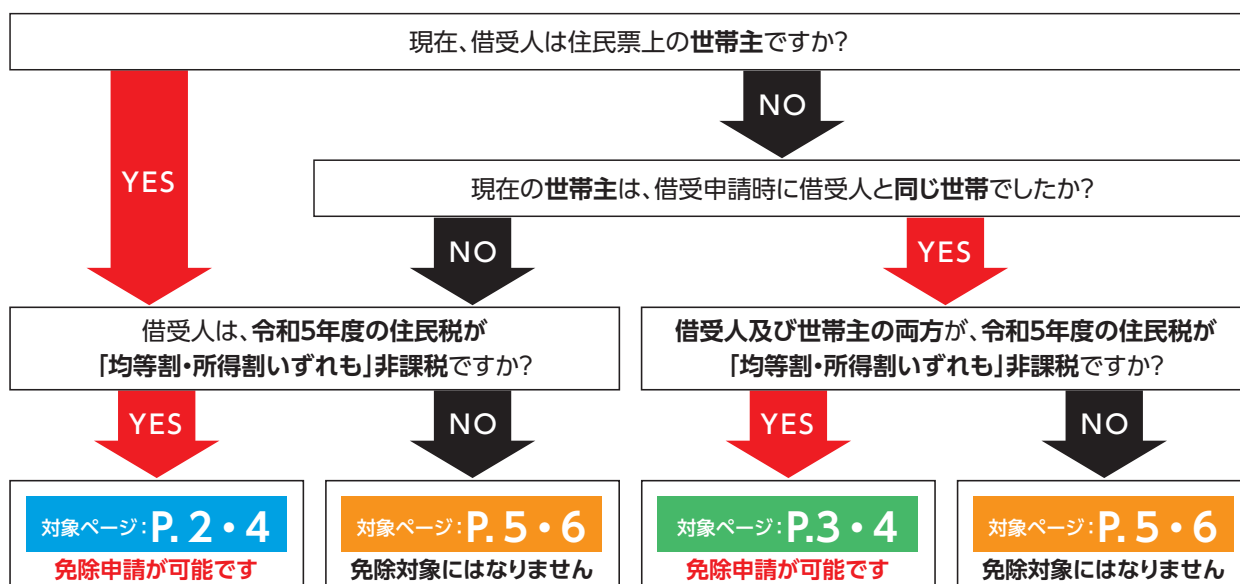
- 今回の手続きで償還免除対象となるのは、「**緊急小口資金**」および「**総合支援資金 初回**」(いずれも令和4年4月1日以降に申込をされた方)ならびに「**総合支援資金 延長**」

資金の種類	緊急小口資金 (令和4年4月1日以降に 申込をされた方)	総合支援資金 初回 (令和4年4月1日以降に 申込をされた方)	総合支援資金 延長	総合支援資金 再貸付
償還免除の手続き時期	令和5年 (2023年)			令和6年 (2024年)

こちらの資金が対象

↳ 令和6年に
順次ご案内

● 免除対象になるかの確認 フローチャート



● 本案内に記載されていること

- 1 償還免除申請について(免除の対象になる方へ) P.2～4
- 2 今後の償還について(免除の対象にならない方へ) P.5～6
非課税以外の免除申請が可能な要件について P.5
- 3 その他のご案内 P.7
- 4 にほんごがわからないかたへ(For Foreigners) P.8

【申請・問い合わせ先】

埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当

【電話番号】050-2018-1839 【受付時間】平日 9:00～17:00

https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem_33.html

1 償還免除申請について(免除の対象になる方へ)

フローチャートの結果 P. 3・4 を案内された方

● 必要書類①～③を同封の返信用封筒に入れて、下記申請期限までに郵送してください。

項番 No.	申請に必要な書類	セルフチェック欄
①	住民票 ※必ず下記の条件を満たす住民票を送付してください。 ・世帯主の記載のあるもの ・「世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」と記載のあるもの ・マイナンバーの記載のないもの ・3か月以内に発行のもの	<input type="checkbox"/>
②	令和5年度非課税証明書 (借受人および世帯主 両方必要) ※均等割、所得割の両方が非課税である	<input type="checkbox"/>
③	償還免除申請書 ※同封しているA3の用紙の右側部分	<input type="checkbox"/>

※注意※ お知らせ(封筒)が複数届いた方は、①②③全て複数枚必要となります。
同時に複数申請する場合は①、②は**原本1通**とその他はコピーでも構いません。

● 非課税証明書について

- ・住民税の申告方法については、お住まいの地域の市町村役場の課税担当にお問い合わせください。
- ・確定申告や年末調整をしていない場合、住民税の申告をしなければ、非課税証明書が発行されない場合があります。


● 申請期限

令和5年(2023年) **10月31日(火)**まで ※消印有効

※申請期限を過ぎた場合、該当する借入が全額免除とならなくなる場合がありますので、十分ご注意ください。

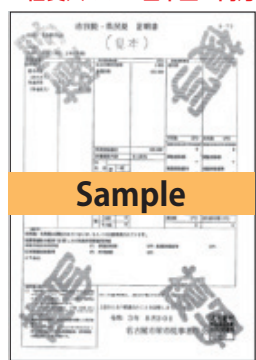
✓以下の書類を同封の返信用封筒に入れて郵送してください。

①住民票



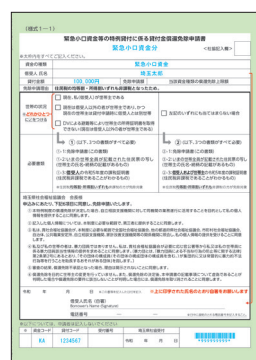
Sample

②令和5年度非課税証明書
※借受人および世帯主の両方

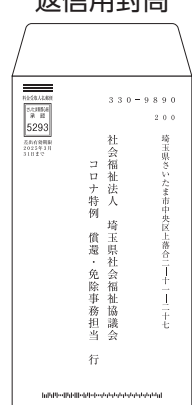


Sample

③償還免除申請書



返信用封筒



1 償還免除申請について(免除の対象になる方へ)共通ページ

フローチャートの結果
P.2・4 を案内された方

フローチャートの結果
P.3・4 を案内された方

●申請にあたっては、以下の内容をよく確認のうえお送りください。

よくある不備	
住民票 <ul style="list-style-type: none">× 世帯主の記載がない× 3か月以上前のものである× 世帯全員分がそろっていない	<p>左記のような不備があると、再提出などをお願いする場合があります、決定までに相当なお時間がかかります。</p> <p>よく確認のうえお送りください。</p>
非課税証明書 <ul style="list-style-type: none">× 令和5年度のものではない× 均等割・所得割が課税である× 世帯主の非課税証明書がない (フローチャートP.3・4を案内された方の場合)	
償還免除申請書 <ul style="list-style-type: none">× 自署による署名がない	

●審査結果について

- 申請書類受領後、本会にて審査のうえ免除の可否を決定し、順次通知をお送りする予定です。(申請から決定までには2～3か月かかります)
- ただし、記載内容の不備や、必要書類の漏れ・誤りがあると、免除対象の方であっても手続きが完了できません。
- 個別の審査状況のお問い合わせにはお答えできませんので、ご遠慮ください。(結果の通知が届くまでお待ちください。)

【申請・問い合わせ先】

埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当

【電話番号】050-2018-1839 【受付時間】平日 9:00～17:00

https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem_33.html



フローチャートの結果 P. 5・6を案内された方

免除の対象とならない方は、貸付金を償還(返済)していただくことになります。償還方法について、以下をご確認ください。

● 償還方法について(2種類の方法があります)

① コンビニ払い(払込票) → 手続きは不要です

専用の払込票をお送りいたします。

② 口座振替 → 手続きが必要です(次ページに手続き方法の記載あり)

口座振替の登録完了までにはお手続きから2~3か月ほどお時間をいただいております。登録が完了しましたら通知等でお知らせいたしますので、登録が完了するまでの間は、コンビニ払いの払込票でお支払いをお願いいたします。

○ すでに口座振替の手続きがお済みの方

⇒改めての手続きは不要となりますが、振替口座を変更したい場合は、手続きをお願いいたします。

ただし、資金種類ごとに振替口座を変更することはできません。

⇒例えば、「総合支援資金 延長」を借りている方で、現在「緊急小口資金」「総合支援資金 初回」を口座振替で償還していただいている方は、同じ口座から引き落としを行いますので、手続きは必要ありません。

○ 過去に口座振替の手続きを行っているか不明の方

⇒次ページに記載の問い合わせ先にご連絡ください。

● 非課税以外の免除申請が可能な要件について

償還開始以降に以下の要件に該当する場合、免除申請が可能です。

- 生活保護を受給した場合
- 精神保健福祉手帳(1級)または身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けた場合

○ 申請までの流れについて

(1) 次ページに記載の問い合わせ先にご連絡をお願いいたします。

(2) 本会より免除申請書を送付いたします。※今回送付している免除申請書とは様式が異なります。

(3) 同封の返信用封筒に申請書及び必要書類を同封し、送付してください。

※必要書類については、問い合わせいただいた際にご案内いたします。

2 今後の償還について(免除の対象にならない方へ)

フローチャートの結果 P. 5・6を案内された方

●口座振替をご希望の方は、以下の2つの方法のどちらかで振替口座の登録をお願いいたします。

1 WEBで振替口座を登録する方法

- 下記のURLまたはQRコードから口座登録専用サイトに入り、必要項目を記入し、口座の登録をお願いいたします。

《WEB登録用》

https://www.acctrans-reg.jp/rtex/ar/nj3XA53q/?CRC_CD=RL3N



2 書面で振替口座を登録する方法

- 下記のURLまたはQRコードから「預金口座振替依頼書」を印刷してください。
- 必要事項を記入し、問い合わせ先の住所まで郵送してください。

※必ず、記入いただいたもののコピーを取り、控えとして保管してください。

《書面登録用依頼書及び記入例》

<https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem.html>




No	主な注意事項
①	どちらか一つに記入してください。 ゆうちょ銀行以外の金融機関がゆうちょ銀行
②	届出印は「鮮明」に押印してください。 OK NG NG NG NG 届出印が不明の場合は、金融機関にお問合せください。
③	枠内から「はみ出さないよう」に記入してください。
④	6または7桁の貸付コードを記入してください。 複数、貸付コードがある場合、いずれか一つを記入してください。

【申請・問い合わせ先】

埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当

【電話番号】050-2018-1839 【受付時間】平日 9:00～17:00

https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem_33.html



3 その他のご案内

●住所・氏名など変わった方は下記の必要書類を添付のうえ、氏名等変更届の提出をお願いします。

- ・必要書類一覧 ※氏名等変更届は下記の申請・問い合わせ先にあるURLからダウンロードできます。

No.	変更内容	必要書類
1	住所変更	<u>前住所と現住所が掲載された世帯全員と記載のある住民票</u> (発行日より3か月以内) ※注意事項 異動住所が不連続の場合は、現住所までの異動履歴が分かる住民票の除票、または戸籍の附票をご提出ください。
2	改姓・改名	<u>変更前と変更後の姓・名が分かる世帯全員と記載のある住民票</u> 、または戸籍抄本(発行日より3か月以内)
3	借受人が死亡	<u>住民票の除票 または 除籍謄本 または 死亡診断書の写し</u> (住民票は発行日より3か月以内)

●よくあるご質問 Q&A

埼玉県社会福祉協議会のホームページに掲載しております。(随時更新予定)

https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem_33.html

●自立相談支援機関 相談窓口一覧

「自立相談支援機関」とは、生活全般にわたる困りごとの相談窓口であり、全国に設置されています。働きたくても働けない、住む所がないなど、生活するうえで困りごとがある場合は地域の相談窓口にご相談ください。



<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/jiritsushien/madoguchi.html>

※埼玉県外にお住まいの場合は、お住まいの市町村や都道府県へお問い合わせください。

【申請・問い合わせ先】

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当

【住所】〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-11-27

【電話番号】050-2018-1839 【受付時間】平日 9:00～17:00

https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem_33.html



【お願い】・書類の直接受付はしていません。ご持参によるお手続きはご遠慮ください。

- ・この通知が届いた直後などは電話がつながりにくい場合があります。ご了承ください。
- ・一度ご提出いただいた書類については返却いたしません。ご了承ください。

4 にほんごがわからないかたへ(For Foreigners)

にほんごがわからないかたは、コールセンターにでんわしてください

phone number 050-2018-1839 open/closed 平日 9:00 ~ 17:00

For those who do not speak or read Japanese, please contact our call center.

Tel.: 050-2018-1839 Opening hours: weekdays from 9 a.m. to 5 p.m.

如果您不懂日语，请致电呼叫中心。

电话号码：050-2018-1839 服务时间：工作日9:00~17:00

일본어를 모르시는 분은 콜센터로 전화 주시기 바랍니다.

전화번호: 050-2018-1839 접수 시간: 평일 9:00~17:00

Caso não entenda japonês, telefone para a central de atendimento.

Telefone: 050-2018-1839 Horário de atendimento: nos dias úteis, das 9h às 17h

Quý vị không biết tiếng Nhật vui lòng gọi đến Tổng đài.

Số điện thoại: 050-2018-1839 Thời gian tiếp nhận: 9:00 ~ 17:00 các ngày thường trong tuần

Mangyari lamang na tumawag sa call center kung hindi nakakaintindi ng wikang Hapon.

Telepono: 050-2018-1839 Oras ng tanggapan: 9:00 am - 5:00 pm (karaniwang araw)

जापानी भाषा नबुझ्ने व्यक्तिले कल सेन्टरमा फोन गर्नुहोस्।

फोन नम्बर: 050-2018-1839 खुला समय: सोमबार~शुक्रबार 9:00~17:00 (सार्वजनिक बिदाको दिन बाहेक)

Japonca bilmiyorsanız, lütfen çağrı merkezini arayın.

Telefon numarası: 050-2018-1839 Danışma saatleri: Hafta içi 9:00-17:00

[Application and contact details]

Saitama prefectural council of Social welfare Repayment and Exemption of Special Loan Section

[Address] 2-11-27 Kamiochiai, Chuo-ku, Saitama-shi, Saitama 338-0001

[Contact Number] ☎ **050-2018-1839**

[Reception Time] **9:00~17:00** (on weekdays)

https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem_33.html



[Notes] • This venue does not receive documents.

- Please do not carry out procedures by bringing documents here.**
- Note that it may be difficult to contact the call center by phone immediately after you receive this notice.**
- Note that submitted documents cannot be returned.**